



手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応について

百十四銀行（頭取 森 匡史）は、手形・小切手の全面的な電子化に向け、2026年3月31日をもって手形・小切手帳の発行受付を終了し、代替手段として伝票による当座預金の払戻しを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

本件は、政府の「成長戦略実行計画」及び全国銀行協会の「自主行動計画」で掲げる「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化、手形・小切手の利用廃止等」の最終目標を踏まえた取組みの一環となります。

なお、現在、手形・小切手をご利用中のお客さまへは、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）等の電子的決済サービスへの移行支援等を積極的に行ってまいります。

当行は、今後もデジタル化の促進を通じて、お客さま・地域社会の課題解決につとめてまいります。

記

1. 今後の対応

内 容	時 期
(1) 伝票による当座預金の払戻開始	<u>開始日：2025年7月（予定）</u> 当座預金専用の払戻請求書は無料です
(2) 手形・小切手帳の発行受付終了	<u>受付最終日：2026年3月31日（火）</u> 関連するサービス（署名判印刷サービス、連続手形用紙）も同日をもって終了いたします

2. 代替手段のご案内

当座預金の持つ各種機能につきましては、以下の代替手段がありますので、お取引店にご相談ください。

機 能	代 替 手 段
当 座 預 金 か ら の 払 戻 機 能	当座キャッシュカードまたは、2025年7月より開始予定の当座預金専用の払戻請求書をご利用ください ※お持ちの小切手は引き続きご利用いただけます
手 形 ・ 小 切 手 の 決 済 機 能	代金の支払い等につきましては、「法人インターネットバンキング」、「でんさい」、「法人クレジットカード」等をご利用ください

以 上